

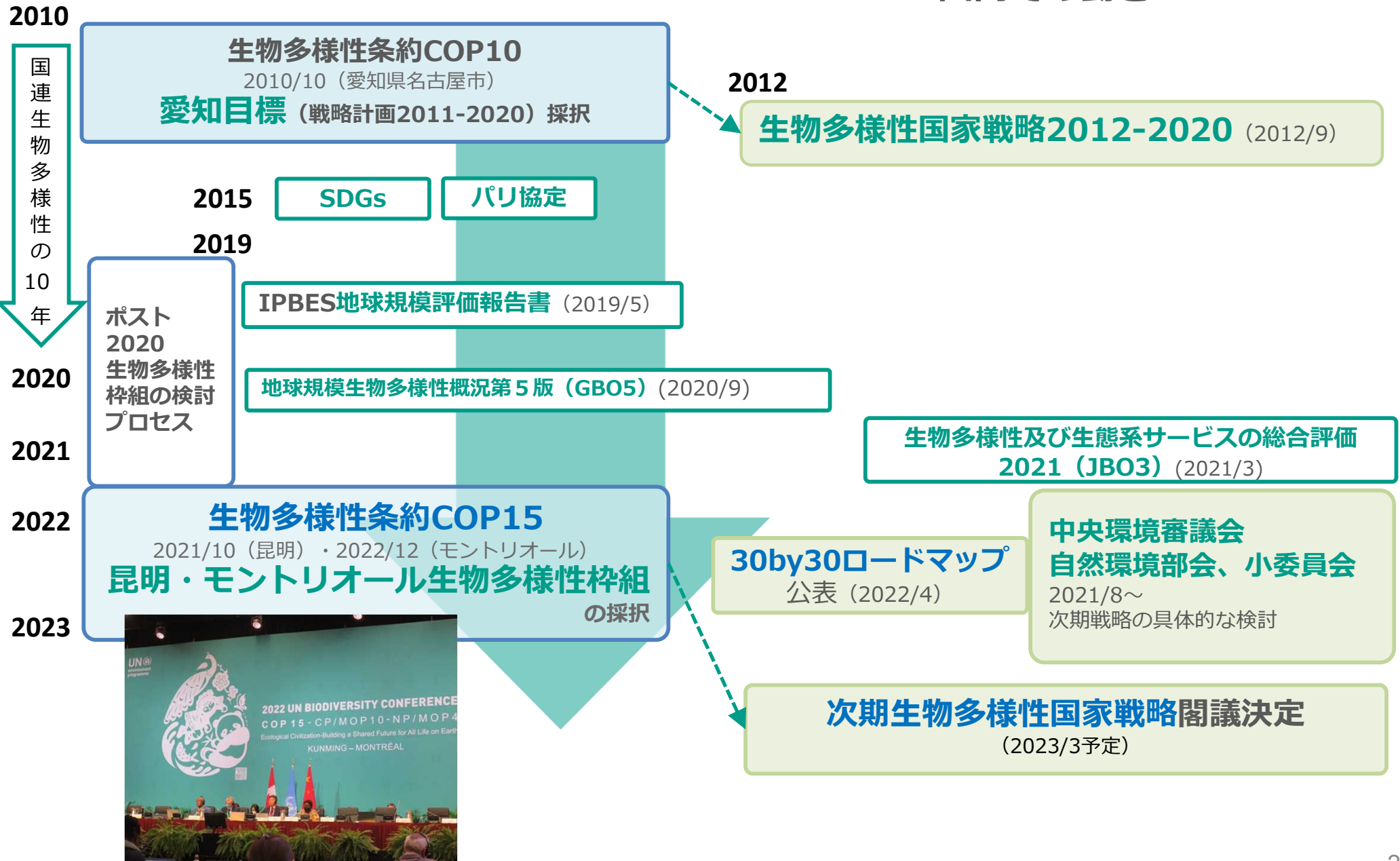
自然再興分野の国内外における概況と
諸外国における生物多様性に関する税制等の状況について

昆明モントリオール生物多様性枠組と 次期生物多様性国家戦略に係る国内外の動き



国際的な動き

国内での動き



昆明・モントリオール生物多様性枠組



2050年ビジョン
自然と共生する世界

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30**
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み

次期生物多様性国家戦略案の概要

【位置づけ】 新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用するための戦略

【構成】

「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向けた5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標・行動目標、各目標の達成状況を測る指標を設定し、個別施策を各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、**生態系による恵み**を維持回復
- ✓ **自然資本**を守り活かす**社会経済活動**の推進



諸外国における生物多様性に関する税制等の状況について

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ①

分野		諸外国の状況		我が国における状況
		課税措置の例	(主な)実施国	
気候変動対策	地球温暖化対策	エネルギー課税(炭素税)	豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国	地球温暖化対策のための税、石油石炭税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、電源開発促進税
		車体課税(取得・保有税)	豪州、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国	自動車重量税のエコカー減税、自動車税及び軽自動車税の環境性能割、自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例
		フロン税(オゾン層破壊物質や含有製品の使用・販売行為等への課税)	チェコ、 豪州 、 デンマーク 、ラトビア、セルビア、 米国	—
循環型社会の形成	廃棄物・リサイクル対策	廃棄物税(廃棄物全般の処理行為・埋立て、廃タイヤ・塩ビ等の個別物品への課税)	豪州(ニュー・サウス・ウェールズ州等)、オーストリア、ベルギー(ワロン地域)、カナダ(BC州等)、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、 フランス 、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、 オランダ 、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン(ラ・リオハ州等)、スウェーデン、スイス、 英国 、米国(バーモント州等)	産業廃棄物税(例:三重県、岡山県)等)
		循環型経済に係る税制上の優遇措置	米国(連邦・バージニア州等)	—
		飲料容器税(ペットボトル等への課税)	EU 、ベルギー、デンマーク、フィンランド、イスラエル、ノルウェー、カナダ(ケベック州)	—
		包装物税(プラスチック包装物、アルミニウム包装物等への課税)	デンマーク 、クロアチア、エストニア、ハンガリー、 アイルランド 、 ポルトガル 、スペイン、スロベニア	—
	鉱物資源の保全	鉱物資源税(鉄鉱石等の採掘行為、生産量や生産利益等に応じて課税)	チリ、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ポーランド、スウェーデン、英国、米国(ユタ州等)	鉱区税、鉱産税
	水資源の保全	水道税(河川の取水行為、水道水の利用に対する課税)	デンマーク 、エストニア、フランス、ドイツ(ベルリン市等)、 韓国 、 オランダ 、ポルトガル、メキシコ、スロバキア、スロベニア	水道水源保全基金(豊田市)等
		地下水税(地下水の取水行為、地下水の利用に対する課税)	ベルギー(フランデレン地域) 、 チェコ 、 ドイツ(ベルリン市等) 、韓国、スロバキア	地下水利用協力金制度(秦野市)等

諸外国と我が国における環境関連税制の比較 ②

分野		諸外国の状況		我が国における状況
		課税措置の例	(主な)実施国	
生物多様性の確保・自然共生		自然環境保全に係る税制上の優遇措置	豪州 、 カナダ 、 南アフリカ 、 米国	—
		自然環境保全の財源確保のための税等(自然環境の受益者に対する課税等)	クロアチア 、 コスタリカ	—
		入園・入山・入島税(観光地への入場通行等に課税)	アルゼンチン 、 豪州 、カナダ、 チリ 、 中国 、 クロアチア 、 エクアドル 、ギリシャ、メキシコ、モンテネグロ、 ネパール 、ポーランド、ルーマニア、セルビア、 タイ 、 タンザニア 、 米国	環境協力税 (例:沖縄県伊是名村)等
		樹木・生物保全税(立木の伐採行為に対する課税や生物資源の収集・利用等への課税)	オーストリア(ウィーン市) 、チェコ、ポーランド、 セルビア 、 米国(オレゴン州)	森林環境税(国・高知県)等
		自然環境開発税(自然環境における開発行為や開発によって受ける便益に対する課税)	韓国 、 スペイン(ガリシア州)	—
		狩猟税(狩猟免許の資格取得行為への課税)	オーストリア、ブルガリア、 カナダ(BC州等) 、クロアチア、デンマーク、エストニア、 フィンランド 、アイスランド、オランダ、ポルトガル、 スウェーデン	狩猟税
		入漁税(漁業権の取得行為、漁業行為や漁業利益に応じて課税)	オーストリア、ブルガリア、チリ、デンマーク、エストニア、 フィンランド 、ラトビア、アイスランド、ポルトガル、英国	遊漁税(富士河口湖町)等
環境リスクの管理	公害対策全般	環境保護税(各種汚染物質の排出量に課税)	フランス、イタリア、韓国	—
	大気汚染の防止	大気汚染税(窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出量に応じて課税)	チェコ、デンマーク、フランス、イタリア、韓国、ノルウェー、スロバキア、スペイン(ガリシア州等)、スウェーデン	—
	水質保全	水質汚染税・排水課徴金(農薬、窒素・リン等の汚染単位数等に応じて課税)	チェコ、 デンマーク 、フランス、ドイツ、メキシコ、スロバキア	—
	土壌環境の保全	土壌負荷税(土壌への負荷行為に対する課税)	米国(ミネソタ州)	—
	騒音対策	騒音防止税(鉄道、道路、施設等からの騒音量に応じて課税)	ブルガリア、ルーマニア	—
		航空騒音税(航空機からの騒音に応じて課税)	フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スウェーデン、スイス	—
	化学物質対策	有害化学物質税(塩素系溶剤等への課税)	デンマーク、ノルウェー、スイス、 米国(アラバマ州)	—
	原子力対策	核燃料税(核燃料の使用等に応じて課税)	ドイツ、スロバキア	核燃料税(例:福井県)等
その他		放射性廃棄物税(放射性廃棄物への課税)	チェコ、フィンランド、スペイン、スウェーデン、英国	使用済核燃料税(柏崎市)等
		航空利用税(航空機利用者の出国や搭乗距離等に応じて課税)	豪州、カナダ、フィンランド、ドイツ、 フランス 、 アイルランド 、イタリア、 オランダ 、ノルウェー、 ポルトガル 、 英国	国際観光旅客税
		道路利用税(利用距離に応じて課税)	デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、スイス、 米国(オレゴン州等)	乗鞍環境保全税(岐阜県)等
		混雑税(混雑地域に通行する車両等への課税)	イタリア(ミラノ市) 、 スウェーデン(ストックホルム市等) 、 英国(ロンドン市) 、 シンガポール 、 ノルウェー(オスロ市等) 、 米国(ニューヨーク市等)	—

①諸外国における自然環境保全に係る税制上の優遇措置

米国における自然環境保全に係る税制上の優遇措置の状況

- 米国では、歴史的に重要な土地・建物や生息地等の土地の所有者が、保全を目的として、それらの保全を行う政府・組織に寄付した場合、開発や利用の制限に伴う土地の価値損失分を所得税から控除している。
- この他、林業地における再植林費用を所得税から控除する、また、政府の定める自然保護プログラムで受け取った収入に係る所得税を非課税にすることで、私有林の維持・管理を奨励している。

	米国	米国	米国
制度名	・ 保全地役権の寄付に対する所得控除 (Tax Deduction for Conservation Easement Contributions)	・ 再植林費用に係る所得控除 (Tax Deduction of reforestation expenditures)	・ 費用分担支払い (Cost-Sharing Payments)
導入目的	・ 歴史的に重要な土地・建物や生息地等の土地の保全を目的とした税制優遇措置(2006年～)	・ 私有林の維持と健全な管理を奨励することを目的とした税制優遇措置(1980年～)	・ 私有林の維持と健全な管理を奨励することを目的とした税制優遇措置(1979年～)
内容	・ 歴史的に重要な土地・建物や生息地等の保全を目的とし、 <u>土地所有者が恒久的にそれらの土地・建物の開発や利用を制限する法的協定を結び、保全を行う政府や公益慈善団体等</u> に <u>その保全地役権を寄付した場合に、所得税を控除する</u>	・ 1エーカー以上の <u>適格な林業地※</u> において再植林を行った場合に土地所有者の所得税を控除する ※ 商業利用する上で十分な樹木があり、木材の販売や木材製品の生産のために植樹・栽培・手入れ・伐採が行われている国内の林業地等	・ 連邦政府が指定した <u>適格な自然保護関係プログラム※</u> に参加した企業・個人に対し、 <u>プログラムにおいて受け取った収入(費用分担金)の全額又は一部を非課税とする</u> ※ 森林における害虫管理、耕作により水質や土壌の状態が悪化した農地における農業活動の一時停止及びその農地における環境改善に繋がる植物の植栽 等
控除・非課税対象	・ <u>利用制限に伴う土地の価値損失分</u> ・ 所得の50%まで(農家・牧場主の場合100%まで)、所得税の控除を申請可(控除未適用分は15年間繰り越し可)	・ <u>再植林に係る費用</u> (種・苗木、機器等) ・ 年間10,000USDが上限(超過分は7年間繰り越し可能)	・ 自然保護関係プログラムの対象となる <u>土地の価値を貨幣価値※換算した金額を、利率(割引率)で割った額</u> ※ その土地の過去3年間の平均年間収入の10%、又はエーカー数×2.5USDで計算される値のうち高い方

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1USD=約116円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 内国歳入庁「Introduction to Conservation Easements: Statutory Requirements & Qualified Conservation Contribution」、U.S. Code, Title 26, § 170 – Charitable, etc., contributions and gifts」、U.S. Code, Title 26, § 194 – Treatment of reforestation expenditures」、米国農務省森林局「Tax Tips for Forest Landowners: 2022 Tax Year」等より作成。

豪州における自然環境保全に係る税制上の優遇措置の状況

○ 豪州では、環境価値の高い土地の保全に誓約した土地所有者や、森林管理者に対して投資を行った投資家の所得税を控除している。

	豪州	豪州
制度名	保全誓約控除 (Conservation covenant deduction)	林業管理投資スキーム (Forestry managed investment schemes; FMIS)
導入目的	環境価値の高い土地を保護するための税制優遇措置(2001年～)	商業的な森林プランテーションの拡大を奨励するための税制優遇措置(2007年～)
内容	国との間で、<u>環境価値の高い土地の保全に関する恒久的な誓約※を締結した土地所有者(企業・個人)の所得税を控除する</u> ※ 環境価値を低下させる可能性のある活動を制限・禁止する誓約	<u>森林管理者に投資を行うことで森林権益を取得した投資家の所得税を控除する</u>
控除・非課税対象	- 誓約締結に伴う<u>土地開発制限により土地の市場価値が下落した場合、下落額分を控除</u>(下落額5,000AUD以上となるものが対象) - 誓約締結12ヶ月前までに、土地の取得を終えていること	<u>投資額分を控除</u> - 投資資金の70%が土地賃貸料、プランテーション設立・管理・収穫等に直接利用された場合、支払い年から18カ月以内にプランテーションが設立された場合が対象

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1AUD=約82円、1CAD=約89円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 気候変動・エネルギー・環境・水資源省ウェブページ「Tax concessions」、豪州政府ウェブページ「Interest, dividend and other investment income deductions」等より作成。

諸外国における自然環境保全に係る税制上の優遇措置の状況

- 南アフリカでは、自然保護区又は国立公園に指定された土地について、土地の保護・管理に経済的便益を与えるため、指定に合意した土地所有者に対する所得税の控除を実施している。
- カナダでは、生態学的に重要とされる土地を適格な管理者に寄付した企業や個人に対する所得税の控除を実施しているほか、当該土地の譲渡所得に係る所得税を非課税としている。

	南アフリカ	カナダ
制度名	自然環境保全に関する所得控除 (Allowance in respect of land conservation in respect of nature reserves or national parks, Section 37D of the Income Tax Act)	エコロジカルギフトプログラム (Ecological Gifts Program)
導入目的	2003年国家環境管理保護地域法(NEMPAA)に基づき、自然保護区又は国立公園に指定された土地について、長期的な保護と効果的な管理に経済的便益を与えるための税制優遇措置(2015年～)	重要な生息環境の多くが私有地のため、私有地の保全を支援するための税制優遇措置(1995年～)
内容	<u>自然保護区又は国立公園に指定された土地所有者が、それに合意した場合、土地の価値に応じて算出される額を所得税から控除する</u>	<u>生態学的に重要な土地(森林、草原、湿地、海岸線等)の所有者が適格な管理者に土地を寄付するにあたり、以下の二つの税制優遇措置を実施</u> ① 土地の価値に応じた所得税の控除 ② 土地の譲与所得に係る所得税を非課税※ ※通常、譲与所得の50%が所得税の対象となる
控除・非課税対象	25年間、毎年、対象土地の価値の4%を控除 - 対象土地の価値の計算方法は以下の通り(いずれかの大きい値) ① 土地の取得及び土地の改良に要した費用 ② 市場価格(①+A×B、で計算) - A: 市場最低価格又は宣言合意日の価格に基づく資産売却益 - B: 個人や特別信託の場合は0.666、その他は0.333 99年以上の所有権を有している土地が対象 - NEMPAAに基づく自然保護区又は国立公園でなくなった場合、納税者は直近5年間に受けた控除総額をその年の収入として申告	①に関する控除額は以下の通り(10年間繰り越し可能) 【企業】寄付した土地の市場価値※に相当する額 【個人】寄付した土地の市場価値※に応じて以下の通り計算される額 ➢ 200CADまで: 15% ➢ 200CADを超過する額: 29% ※市場価値は環境・気候変動省が決定

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1CAD=約89円(2020~2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 南アフリカ国立生物多様性研究所(2020)「Section 37D Fact Sheet - Biodiversity Tax Incentives」、カナダ政府ウェブページ「Ecological gifts program: overview」等より作成。

②諸外国における自然環境保全の財源確保のための税等の状況

諸外国における自然環境保全の財源確保のための税等の状況

- コスタリカでは、燃料税の税収の一部を主な財源とし、水資源等の環境サービスを提供する森林の管理・保全に対して資金提供を行うプログラムを導入している。
- クロアチアでは、持続可能な森林管理の財源確保を目的とし、森林公益機能料金を導入している。

	コスタリカ	クロアチア
制度名	環境サービス資金提供プログラム (Payment Program of Environmental Services)	森林公益機能料金 (Forest Public Benefit Function Fee)
導入目的	環境サービス(炭素吸収・炭素隔離、生物多様性、水資源、景観)を提供する森林の管理、保全、及び持続可能な開発(1997年～)	森林の持続可能な管理に必要な財源の確保(1983年～)
課税対象	- ガソリンや軽油等に課される<u>燃料税の支払者</u>(生産者及び輸入者) - 政府は、<u>燃料税の支払者だけでなく、環境サービスの受益者全般が環境サービスの対価を支払う仕組みの導入を目指している</u>	法人税・所得税の義務を負う、一定以上の年収がある企業・個人の収入・収益に課税
税率・賦課料率	<u>燃料税※の3.5%相当額</u> ※ 燃料税は燃料種別に税率を設定(例:ガソリンは265.5CRC/L) ※ 燃料税の税収の3.5%相当額を本プログラムへの支出に紐づけ	<u>年収・収益が7,500,000HRK以上の企業・個人を対象に、収入・収益の0.024%に相当する額を徴収</u>
税収・使途	4,364億CRC(燃料税の税収、2020年) ※ 燃料税の税収が本プログラムの主な財源 ※ 上記に加え、環境サービスの受益者による支払いとして水道料金の一部が既に本プログラムの財源となっている(収入規模は不明)。この他に、国内機関や国際機関による寄付金や民間企業による出資等が本プログラムの財源となっている <u>森林の管理・保全を行う土地所有者への資金支援に活用</u> (本プログラムに登録されたプロジェクトが対象とする森林の面積や樹木数等に応じて支援額を決定)	2,466万EUR(2015年) <u>持続可能な森林管理</u>(保護森林の管理、商業用森林の管理、原生林地における森林造成、等)に使途

(備考)税率は2023年1月時点。為替レート: 為替レート: 1EUR=約130円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)、1CRC=0.2円、1HRK=19円(為替レートはOANDAの2022年2月21日のレート)

(出典)クロアチア官報ウェブページ「Zakon o šumama」、コスタリカ国家林業金融基金ウェブページ「Pago de Servicios Ambientales」等より作成。

カナダにおける自然環境保全のための主な基金(一覧)

○ カナダでは、連邦政府により、自然環境保全や生物多様性保全のための多くの基金が設置されている。

基金	開始年	概要	支援額/プロジェクト	年間支援総額規模
環境損害基金 (Environmental Damages Fund)	1995年	刑罰による徴収金(罰金、裁判所命令、任意支払等)を、自然環境の損害の回復及び野生生物の保護プロジェクトに配分	徴収額により決定	徴収額により決定
危険にさらされている種のための生息地管理プログラム (Habitat Stewardship Program for Species at Risk)	2000年	指定地域における危険にさらされている種のための生息地管理プロジェクトに資金提供	年間2.5万CAD～10万CAD	129万CAD(2022年度)
危険にさらされている種のためのアボリジニ基金(Aboriginal Fund for Species at Risk)	2004年	先住民の土地での生物多様性の保全に資金提供し、保全における先住民のリーダーシップを支援	年間1万CAD～5万CAD	46万CAD(2022年度)
コミュニティ交流プログラム (Community Interaction Program)	2011年	セントローレンスの生態系保全を目的としたコミュニティプロジェクトに資金提供	2.5万CAD～20万CAD	39.6万CAD(2021年度)
大西洋エコシステムイニシアチブ (Atlantic Ecosystems Initiatives)	2016年	カナダ大西洋の淡水生態系保全プロジェクトに資金提供	最大20万CAD	70万CAD(2018年度～2022年度の平均) ^(注3)
カナダ自然基金 (Canada Nature Fund)	2018年	生物多様性保護区の拡大支援や危険にさらされている生物とその生息地の保護に資金提供	プロジェクトにより大きく異なる	1億CAD(2018年度～2022年度平均) ^(注1)
重要な生息地に関する省庁連携型プログラム(Critical Habitat Interdepartmental Program)	2020年	連邦政府が所有・管理する土地における生息地保全プロジェクトへ資金提供	年間2万CAD～8万CAD	46万CAD(2021年度)
水生生態系再生基金 (Aquatic Ecosystems Restoration Fund)	2022年	沿岸域・海洋域の保全プロジェクトに資金支援	年間20万CAD～100万CAD	1,500万CAD(2022年度～2027年度平均) ^(注2)

(注1) 2018年度～2022年度の5年間で5億CADの支出。(注2) 2022年度から2027年度の5年間で7,500万CADの支出見込み。(注3) 2018年度～2022年度の5年間で350万CADの支出。

(備考) 為替レート: 1CAD=約89円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) カナダ政府「Environment and Climate Change Canada funding programs」、「Environmental funding programs」、「Environmental funding」等より作成。

カナダにおける自然環境保全のための基金(環境損害基金)

○ カナダでは、環境関連法等の違反者から徴収した罰金等を環境損害基金に繰り入れ、自然環境の損害の回復及び野生生物の保護に関するプロジェクトに対する資金支援を実施。

	カナダ						
基金	環境損害基金 (Environmental Damages Fund、1995年～)						
導入目的	<u>環境関連法等^(注1)の刑罰による徴収金(罰金、裁判所命令、任意支払等)を、国内の自然環境に便益をもたらす優先プロジェクトに配分し、費用対効果の高い方法で、自然環境の損害の回復及び野生生物の保護を実施する</u>						
概要	- カナダ環境・気候変動省(ECCC)が管理する特定目的勘定^(注2)。環境関連法の刑罰による徴収金が繰り入れられる。徴収額に応じて環境プロジェクトが公募され、選定プロジェクトに資金が配分される <table border="1"> <tr> <td>支援分野</td><td> - 自然環境の回復と野生生物の保護 - 環境品質の向上 - 環境の保護・向上に関する研究開発 - 自然環境の健やかさに影響を与える問題に関する教育と意識向上 </td></tr> <tr> <td>支援対象</td><td> - 営利目的ではない組織(NGO、大学・学術機関、先住民組織、地方自治体等) </td></tr> <tr> <td>支援規模</td><td> - 徴収額の多寡により変動(刑罰による徴収金が無い場合は公募は行われない) </td></tr> </table>	支援分野	- 自然環境の回復と野生生物の保護 - 環境品質の向上 - 環境の保護・向上に関する研究開発 - 自然環境の健やかさに影響を与える問題に関する教育と意識向上	支援対象	営利目的ではない組織(NGO、大学・学術機関、先住民組織、地方自治体等)	支援規模	徴収額の多寡により変動(刑罰による徴収金が無い場合は公募は行われない)
支援分野	- 自然環境の回復と野生生物の保護 - 環境品質の向上 - 環境の保護・向上に関する研究開発 - 自然環境の健やかさに影響を与える問題に関する教育と意識向上						
支援対象	営利目的ではない組織(NGO、大学・学術機関、先住民組織、地方自治体等)						
支援規模	徴収額の多寡により変動(刑罰による徴収金が無い場合は公募は行われない)						
選定基準	- 科学的に正しく、技術的に実現可能であり、目標、目的、結果を達成する上で費用対効果が高いこと - 指定のパフォーマンス指標を用いて結果を測定可能であること (指標の例は以下の通り) ➢ 環境回復と生物保護: 活動を実施した総面積 ➢ 環境品質の向上 : 活動を実施した総面積、削減した有害物質・GHG・大気汚染物質の量 ➢ 研究開発 : 環境損害の回復・評価のために開発・実用されたツールや技術の数、モニタリングを実施した面積 等 ➢ 教育と意識向上 : 活動により行動を変容させた対象者の割合、イベントの参加人数 - 地元の人々やコミュニティを巻き込んでいること 等						
資金	【収入】2.5億CAD (2014年～2020年の裁定による収入の総額) 【支出】856万CAD(2017年)、635万CAD(2018年)、1,003万CAD(2019年)、1億8,137万CAD(2020年)						

(注1)カナダ環境保護法(CEPA)、漁業法、野生動植物の保護及び国際・州間取引法の規制渡り鳥条約法、カナダ国立公園法、絶滅危惧種法等の法律に関連する裁定による収入が対象。

(注2)特定目的勘定とは、特定の目的のために連結歳入基金に繰り入れられた収入及び支出を記録するためのカナダの公会計上の勘定科目のこと。

(備考)為替レート:1CAD=約89円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)カナダ政府「Environmental Damages Fund」、「Evaluation of the Environmental Damages Fund」、「Environmental Damages Fund – Applicant Guide」等より作成。

(参考)カナダにおける自然環境保全のためのその他の基金の状況

○ カナダでは、危険にさらされている生物及びその生息地保護を目的とした連邦政府主導の基金が存在する。

	カナダ	カナダ												
基金	カナダ自然基金 (Canada Nature Fund、2018年～)	危険にさらされている種のための生息地管理プログラム (Habitat Stewardship Program for Species at Risk、2000年～)												
導入目的	カナダの生物多様性の目標(2030年までに陸上・内陸水域・海洋の各30%を保全)の達成	危険にさらされている種のための生息地管理プロジェクトの支援												
概要	- カナダ環境・気候変動省(ECCC)が管理する基金であり、生物多様性保全活動を支援 <table><tr><td>支援分野</td><td> - 公有地及び私有地における<u>生物多様性保護区の拡大支援</u> <u>危険にさらされている生物とその生息地の保護</u> </td></tr><tr><td>支援対象</td><td> - NPO、先住民組織、州・準州 等 </td></tr><tr><td>支援規模</td><td> - プログラムにより異なる (例:水生種保護プログラムでは、年間10万CAD～100万CAD/プロジェクト程度) </td></tr></table>	支援分野	- 公有地及び私有地における<u>生物多様性保護区の拡大支援</u> <u>危険にさらされている生物とその生息地の保護</u>	支援対象	NPO、先住民組織、州・準州 等	支援規模	プログラムにより異なる (例:水生種保護プログラムでは、年間10万CAD～100万CAD/プロジェクト程度)	- カナダ環境・気候変動省(ECCC)が管理する基金であり、<u>指定地域における指定種を対象とするプロジェクトを支援</u> <table><tr><td>支援分野</td><td> - 生息地の確保・改善 - 種と生息地に対する脅威の軽減 - 保全計画の開発 - 調査・モニタリング - 教育活動 </td></tr><tr><td>支援対象</td><td> - NGO、コミュニティ、先住民組織、個人、企業、教育機関、地方自治体、王立企業 </td></tr><tr><td>支援規模</td><td> - 年間25,000CAD～100,00CAD/プロジェクト </td></tr></table>	支援分野	- 生息地の確保・改善 - 種と生息地に対する脅威の軽減 - 保全計画の開発 - 調査・モニタリング - 教育活動	支援対象	NGO、コミュニティ、先住民組織、個人、企業、教育機関、地方自治体、王立企業	支援規模	年間25,000CAD～100,00CAD/プロジェクト
支援分野	- 公有地及び私有地における<u>生物多様性保護区の拡大支援</u> <u>危険にさらされている生物とその生息地の保護</u>													
支援対象	NPO、先住民組織、州・準州 等													
支援規模	プログラムにより異なる (例:水生種保護プログラムでは、年間10万CAD～100万CAD/プロジェクト程度)													
支援分野	- 生息地の確保・改善 - 種と生息地に対する脅威の軽減 - 保全計画の開発 - 調査・モニタリング - 教育活動													
支援対象	NGO、コミュニティ、先住民組織、個人、企業、教育機関、地方自治体、王立企業													
支援規模	年間25,000CAD～100,00CAD/プロジェクト													
選定基準	国家の保全の優先順位に基づき判断。現在の保護状況とは無関係に、科学的優先度が高い地域・種の保全が優先される	プログラムの目的との整合性・技術力に基づき選定(指定地域の指定種を対象としているか等で60%、申請書の質、活動の実現可能性、過去の実績等で40%を採点)												
資金	【収入】5億CAD(2018年度から2022年度の5年間の政府予算)、民間組織からの寄付(金額不明) 【支出】3.37億CAD(2018年度・2019年度の総額)	【収入】政府予算(金額不明) 【支出】822万CAD(2022年度、62プロジェクト)												

(備考)為替レート:1CAD=約89円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典)カナダ気候変動省「CANADA NATURE LEGACY、CANADA NATURE FUND & SPECIES AT RISK」、カナダ政府「Canada Nature Fund」、「Habitat Stewardship Program for Species at Risk」、
「List of funded Habitat Stewardship Program projects 2022-2023」等より作成。

(参考)英国における自然環境保全のための基金の状況

○ 英国では、英国海外領土における生物多様性保全、気候変動緩和・適応、自然環境の質の向上等のためのプロジェクトに対し、資金支援を実施している。

	英国						
基金	Darwin Plus (The Overseas Territories Environment and Climate Fund [海外領土環境・気候基金]、2012年～)						
導入目的	14の英国海外領土(OT: Overseas Territories) ^(注)の自然環境プロジェクトの支援						
概要	- 環境・食料・農村地域省(DEFRA)の生物多様性チャレンジ基金プログラムの一つであり、民間コンサルティング会社NIRASが運営。政府予算を基金に繰り入れ、OTにおける自然環境プロジェクトに配分するもの <table border="1"> <tr> <td>支援分野</td><td> - 生物多様性の保全 - 気候変動の緩和及び適応 - 自然環境の質の向上 - 環境支援のキャパシティビルディング </td></tr> <tr> <td>支援対象</td><td> - 組織(OT政府、NGO、研究機関、企業等) ※ 申請組織の拠点がOT外でも申請可能だが、OT内に拠点を置くパートナーや利害関係者、OT政府と協力関係を構築することが推奨されている </td></tr> <tr> <td>支援規模</td><td> - メインスキームでは、10万GBP～100万GBP/プロジェクトを支援(平均30万GBP/プロジェクト) - 小規模スキームでは最大10万GBP、大規模スキームでは最大300万GBPを支援 </td></tr> </table>	支援分野	- 生物多様性の保全 - 気候変動の緩和及び適応 - 自然環境の質の向上 - 環境支援のキャパシティビルディング	支援対象	- 組織(OT政府、NGO、研究機関、企業等) ※ 申請組織の拠点がOT外でも申請可能だが、OT内に拠点を置くパートナーや利害関係者、OT政府と協力関係を構築することが推奨されている	支援規模	- メインスキームでは、10万GBP～100万GBP/プロジェクトを支援(平均30万GBP/プロジェクト) - 小規模スキームでは最大10万GBP、大規模スキームでは最大300万GBPを支援
支援分野	- 生物多様性の保全 - 気候変動の緩和及び適応 - 自然環境の質の向上 - 環境支援のキャパシティビルディング						
支援対象	- 組織(OT政府、NGO、研究機関、企業等) ※ 申請組織の拠点がOT外でも申請可能だが、OT内に拠点を置くパートナーや利害関係者、OT政府と協力関係を構築することが推奨されている						
支援規模	- メインスキームでは、10万GBP～100万GBP/プロジェクトを支援(平均30万GBP/プロジェクト) - 小規模スキームでは最大10万GBP、大規模スキームでは最大300万GBPを支援						
選定基準	- 専門家、英国政府職員、法定諮問機関の代表者により、以下3項目で採点審査が行われる ① 政策の優先順位(確立している環境解決策を実施するものか、既存の公約実現に貢献するか、地元の利害関係者のコミットメントが示されているか等) ② インパクト(プロジェクト遂行能力、環境への貢献度等) ③ 技術の卓越性(明確な目標・目的・成果を有する計画か、リスクの特定・評価・緩和措置が行われているか等)						
資金	【収入】年間1,000万GBP(2025年度まで、政府予算) 【支出】579万GBP(2023年度) ※2012年以降の総額3,200万GBP以上、162以上のプロジェクトを支援						

(注) アンギラ、バミューダ、英国南極地域、英国領インド洋地域、英国領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、フォークランド諸島、ジブラルタル、モントセラト、ピトケアン・ヘンダーソン・デューシー・オエノ諸島、セントヘレナ・アセンション・トリスタン・ダクーニャ、サウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島、主権基地エリア、キプロス島、タークス・カイコス諸島を指す。

(備考) 為替レート: 1GBP=約150円(2020～2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) Darwin Plus「About us」、「The schemes and how to apply」、「Darwin Plus Guidance Notes for Applicants Darwin Plus Main and Fellowship, Round 11 2022 - 2023」等より作成。

③諸外国における入園・入山・入島に関する税等の状況

諸外国における入園・入山・入島に関する税等の状況 ①

- 海外の入山・入園に関する税等として、キリマンジャロ(タンザニア)、サガルマータ(ネパール)、プリトヴィツェ湖群(クロアチア)、アコンカグア(アルゼンチン)等で、入園料・入山料制度が存在。
- 外国人料金が顕著に高いことが特徴。また、観光シーズンによって価格差を設けているケースも。

諸外国における入園・入山に関する税等の概要

	タンザニア	ネパール	クロアチア	アルゼンチン																																												
税目	・キリマンジャロ国立公園 入園料 (conservation fee)	・サガルマータ国立公園 入園料 (entrance fee)	・プリトヴィツェ湖群国立公園 入園料 (entrance fee)	・アコンカグア入山料 (entrance fee)																																												
導入目的	・国立公園 (1973年設立) 保全	・国立公園 (1976年指定) の 保全、野生生物の保護	・国立公園 (1949年指定) の 恒久的な保護・整備	・州立公園 (1983年指定) の 運営・サービス提供のため																																												
課税対象	・公園入園者	・公園入園者	・公園入園者	・入山者																																												
税率 その他	・公園入園時に課税 (5/16-3/14のピークシーズン、 16歳以上1日1人当たり) <table><tr><td>東アフリカ在住者</td><td>10,000TZS</td></tr><tr><td>タンザニア居住者及び 海外居住タンザニア人</td><td>35USD</td></tr><tr><td>東アフリカ非在住者</td><td>70USD</td></tr><tr><td colspan="2">※非在住者の料金は東アフリカ在住者の 14倍[8,200円]程度</td></tr></table> ・入園時に購入。 ・付加価値税 (18%) がかかる ・ローシーズンや5歳～15歳は 割引料金、5歳未満は無料 ・キャンプ・宿泊・ガイド帯同等に は別途料金がかかる ・収入は公園の維持管理に使用 ・公園入園時に課税 (1日1人当たり) <table><tr><td>ネパール人</td><td>100NPR</td></tr><tr><td>南アジア地域 協力連合</td><td>1,500NPR</td></tr><tr><td>外国人</td><td>3,000NPR</td></tr><tr><td colspan="2">※外国人の料金はネパール人の 30倍[3,000円]程度</td></tr></table> ・複数の入園口で購入。 ・付加価値税 (13%) がかかる ・10歳未満は無料 ・トレッキングには別途料金 ・収入の30～50%を保全区域 の生物多様性保全に資する 活動に充当 ・公園入園時に課税 (18歳以上、1日又は連続する 2日間有効、単位:ユーロ) <table><tr><th>時期</th><th>1日券</th><th>2日券</th></tr><tr><td>11月～3月</td><td>10.0</td><td>15.5</td></tr><tr><td>4・5・10月</td><td>23.5</td><td>39.5</td></tr><tr><td rowspan="2">6～8月</td><td>16時以前</td><td>39.8</td></tr><tr><td>16時以降</td><td>26.5</td></tr><tr><td rowspan="2">9月</td><td>15時以前</td><td>39.8</td></tr><tr><td>15時以降</td><td>26.5</td></tr></table> ・オンラインで購入し入園時に 有効化又は入園時に購入 ・付加価値税が含まれる ・7歳～18歳は割引料金、7歳 未満は無料 ・入山時に課税 (Horconesルート、ガイド無し 1日1人当たり) <table><tr><td>外国人</td><td>1,300USD</td></tr><tr><td>南米人</td><td>950USD</td></tr><tr><td>国民</td><td>27,000ARS</td></tr><tr><td>メンドサ州民</td><td>17,000ARS</td></tr><tr><td>ラス・エラス市民</td><td>8,500ARS</td></tr><tr><td colspan="2">※外国人の料金はラス・エラス市民 の25倍[150,000円]程度</td></tr></table> ・要事前購入 ・訪問ルートで値段が異なる ・13歳未満、退職者又は65歳 以上、障害者とその同伴者、 フォークランド紛争退役軍人 は無料	東アフリカ在住者	10,000TZS	タンザニア居住者及び 海外居住タンザニア人	35USD	東アフリカ非在住者	70USD	※非在住者の料金は東アフリカ在住者の 14倍[8,200円]程度		ネパール人	100NPR	南アジア地域 協力連合	1,500NPR	外国人	3,000NPR	※外国人の料金はネパール人の 30倍[3,000円]程度		時期	1日券	2日券	11月～3月	10.0	15.5	4・5・10月	23.5	39.5	6～8月	16時以前	39.8	16時以降	26.5	9月	15時以前	39.8	15時以降	26.5	外国人	1,300USD	南米人	950USD	国民	27,000ARS	メンドサ州民	17,000ARS	ラス・エラス市民	8,500ARS	※外国人の料金はラス・エラス市民 の25倍[150,000円]程度	
東アフリカ在住者	10,000TZS																																															
タンザニア居住者及び 海外居住タンザニア人	35USD																																															
東アフリカ非在住者	70USD																																															
※非在住者の料金は東アフリカ在住者の 14倍[8,200円]程度																																																
ネパール人	100NPR																																															
南アジア地域 協力連合	1,500NPR																																															
外国人	3,000NPR																																															
※外国人の料金はネパール人の 30倍[3,000円]程度																																																
時期	1日券	2日券																																														
11月～3月	10.0	15.5																																														
4・5・10月	23.5	39.5																																														
6～8月	16時以前	39.8																																														
	16時以降	26.5																																														
9月	15時以前	39.8																																														
	15時以降	26.5																																														
外国人	1,300USD																																															
南米人	950USD																																															
国民	27,000ARS																																															
メンドサ州民	17,000ARS																																															
ラス・エラス市民	8,500ARS																																															
※外国人の料金はラス・エラス市民 の25倍[150,000円]程度																																																

諸外国における入園・入山・入島に関する税等の状況 ②

- 海外の入島に関する税等として、ガラパゴス諸島（エクアドル）、イースター島（チリ）、ピピン島（タイ）等で、入島税や入島料の制度が存在。
- いずれも外国人料金が高いことが特徴であるが、イースター島は観光客全体の流入抑制のため、チリ国民の料金も高く設定している。

諸外国における入島に関する税等の概要

	エクアドル	チリ	タイ														
税目	・ガラパゴス諸島入島税 (entrance tax)	・イースター島入島料 (entrance ticket)	・ピピ島入島料 (entrance fees)														
導入目的	・ガラパゴス諸島 (1978年世界自然遺産登録) の生物多様性の保全	・国立公園 (1995年世界文化遺産登録) の文化・動植物の保護保存	・海洋国立公園 (1983年指定) の野生生物・植物の保護保全														
課税対象	・入島者	・入島者	・入島者														
税率 その他	・入島時に課税 (12歳以上の観光客、1人当たり) <table><tr><td>エクアドル居住者</td><td>6USD</td></tr><tr><td>アンデス共同体 (ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)、メルコスール締約国 (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ) の国民</td><td>50USD</td></tr><tr><td>その他の外国人観光客</td><td>100USD</td></tr></table> ※外国人観光客はエクアドル居住者の17倍 [11,600円] 程度 ・ <u>バルトラ空港又はサンクリストバル空港</u> で購入 ・ 12歳未満は半額、エクアドル非在住海外国立教育機関在籍の外国人留学生観光客は割引 ・ <u>陸域・海域動植物の生物多様性保全に対する資金提供、地方自治体等が実施する持続可能な開発活動への資金提供</u>、施設の維持管理等に活用 ・ 加えて、ガラパゴス諸島行きフライト前に入島申告書類を記入しトランジットカード (20USD) を要購入	エクアドル居住者	6USD	アンデス共同体 (ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)、メルコスール締約国 (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ) の国民	50USD	その他の外国人観光客	100USD	・入島時に課税 (12歳以上の観光客、1人当たり、10日間有効) <table><tr><td>チリ国民</td><td>20,000CLP</td></tr><tr><td>外国人</td><td>54,000CLP (80USD)</td></tr></table> ※外国人はチリ国民の2.7倍 [10,800円] 程度 ・ <u>オンライン、又は、マタペリ国際空港、主要都市 (ハンガ・ロア村) チケットオフィス等</u> で購入。 ・ 7歳～12歳未満は半額、7歳未満無料 ・ 2018年8月から、観光客抑制等のため、観光客 (ラパヌイ人として登録された先住民以外) は、入島申告書類のオンラインでの事前申請を義務付け、30日以上以上の島での滞在を認めなくなった	チリ国民	20,000CLP	外国人	54,000CLP (80USD)	・入島時に課税 (ピピドン島、ピピレ島、バンブー島訪問時、1人当たり、5日間有効) <table><tr><td>タイ国民</td><td>40THB</td></tr><tr><td>外国人</td><td>400THB</td></tr></table> ※外国人はタイ国民の10倍 [1,400円] 程度 ・ 3歳～15歳未満、又は身長140cm以下は半額、3歳未満無料 ・ 毎年6月～7月は閉鎖 ・ 外国人のスキューバダイバーには別途料金がかかる	タイ国民	40THB	外国人	400THB
エクアドル居住者	6USD																
アンデス共同体 (ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー)、メルコスール締約国 (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ) の国民	50USD																
その他の外国人観光客	100USD																
チリ国民	20,000CLP																
外国人	54,000CLP (80USD)																
タイ国民	40THB																
外国人	400THB																

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1USD=約116円、1THB=約3.5円 (2020～2022年の為替レート (TTM) の平均値、みずほ銀行)、1CLP=約0.2円 (OANDAの2023年2月20日のレート)

(出典) ガラパゴス諸島「Parque Nacional Galápagos」、イースター島「Rapa Nui National Park - Entrance, places, prices and information」、ピピン島「Announcement Of The Department Of National Parks Attractions That Require A Special Fee」等より作成。

(参考)米国(イエローストーン国立公園)の入園料について

- 米国では、各国立公園に利用料等の徴収方法や用途(収入の8割以上)の裁量を与えている。
- 米国最古の国立公園であるイエローストーン国立公園の場合、入場料等で得られた収入を、観光サービスの向上や自然資源の保全等に充当している。

	米国(イエローストーン国立公園)																																					
制度名	• 国立公園入園料																																					
根拠法・導入目的	• National Park Service Organic Act 1916: 国立公園や国有記念物等を管理する組織として内務省下に国立公園局(NPS)を設置することや、景観、自然的・歴史的対象物や野生動植物を将来世代が享受できるよう保全することを規定 • Federal Lands Recreation Enhancement Act 2005: 徴収額の80%以上を、徴収した公園で国立公園内のサービス改善等を目的に利用できること等を規定 • 国立公園局が指定する国立公園は全米で63(2023年2月時点)。最初に認定されたのがイエローストーン国立公園																																					
利用料等・徴収方法	• 各国立公園に裁量がある。入場料、観光ガイドツアー料、キャンプ場利用料など様々な形態がある 【イエローストーン国立公園の場合】 • 公園入場の際、デジタルパス(オンライン購入)の有効化又はチケット購入が必要、以下入場料(7日間有効、16歳以上) <table><tr><th rowspan="8">個人</th><th>車両の種類</th><th>入場料</th><th rowspan="5">商業バス</th><th>車両の種類</th><th>入場料</th></tr><tr><td>自家用車</td><td>35USD/車両1台当たり</td><td>商用セダン(1~6席)</td><td>25USD/車両1台当たり+20USD/1人当たり</td></tr><tr><td>オートバイ、スノーモービル</td><td>30USD/車両1台当たり</td><td>商用バン(7~15席)</td><td>125ドル/車両1台当たり</td></tr><tr><td>徒歩、自転車など</td><td>20USD/人</td><td>商用ミニバス(16~25席)</td><td>200ドル/車両1台当たり</td></tr><tr><td>16名以上の自家用車両</td><td>20USD/人</td><td>商用バス(26席以上)</td><td>300ドル/車両1台当たり</td></tr><tr><td>イエローストーン年間パス(+3名まで可)</td><td>70USD/人</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>年間シニアパス(+3名まで可)</td><td>20USD/人</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>生涯パス(62歳以上米国市民・永住者)</td><td>80USD/人</td><td colspan="2"></td></tr></table> • 各国立公園が徴収する入場料は、連邦政府が発行する年間パス(80USD)を購入することで代替可 • 軍人(現役・退役)とその家族、ゴールドスターファミリー(戦争等で殉職した軍人の家族)、ボランティア従事者等は無料				個人	車両の種類	入場料	商業バス	車両の種類	入場料	自家用車	35USD/車両1台当たり	商用セダン(1~6席)	25USD/車両1台当たり+20USD/1人当たり	オートバイ、スノーモービル	30USD/車両1台当たり	商用バン(7~15席)	125ドル/車両1台当たり	徒歩、自転車など	20USD/人	商用ミニバス(16~25席)	200ドル/車両1台当たり	16名以上の自家用車両	20USD/人	商用バス(26席以上)	300ドル/車両1台当たり	イエローストーン年間パス(+3名まで可)	70USD/人			年間シニアパス(+3名まで可)	20USD/人			生涯パス(62歳以上米国市民・永住者)	80USD/人		
個人	車両の種類	入場料	商業バス	車両の種類		入場料																																
	自家用車	35USD/車両1台当たり		商用セダン(1~6席)		25USD/車両1台当たり+20USD/1人当たり																																
	オートバイ、スノーモービル	30USD/車両1台当たり		商用バン(7~15席)		125ドル/車両1台当たり																																
	徒歩、自転車など	20USD/人		商用ミニバス(16~25席)		200ドル/車両1台当たり																																
	16名以上の自家用車両	20USD/人		商用バス(26席以上)		300ドル/車両1台当たり																																
	イエローストーン年間パス(+3名まで可)	70USD/人																																				
	年間シニアパス(+3名まで可)	20USD/人																																				
	生涯パス(62歳以上米国市民・永住者)	80USD/人																																				
利用料等の用途	• <u>利用料等による各国立公園の収入のうち、80%以上は各公園独自の財源</u>で残りは国立公園局の財源となる • 公園独自の財源に関する用途は、各公園に裁量がある 【イエローストーン国立公園の場合】 • アクセシビリティ改善、インフラ・道路・キャンプ場の整備、在来魚回復、水生外来種の軽減等に年間880万USDを用途																																					

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1USD=約116円(2020~2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 米国内務省国立公園局ホームページ「Yellowstone Fees & Passes」等より作成。

(参考)豪州(グレートバリアリーフ海洋公園)の環境管理料金について

○ 豪州では、グレートバリアリーフ海洋公園の入園に際し、1人1日あたり最大7ドルの環境管理料金の支払いを課している。(なお、観光産業の回復を目的に2023年6月30日まで支払いは免除されている。)

	豪州(グレートバリアリーフ海洋公園)	
制度名	・ 環境管理料金 (Environmental Management Charge)	
根拠法・導入目的	- Great Barrier Reef Marine Park Act 1975: グレートバリアリーフの環境、生物多様性、および遺産の価値を長期的に保護・保全を規定。 - Great Barrier Reef Marine Park Regulations 2019: グレートバリアリーフ内の商業事業者による環境管理費 (EMC) の徴収・送金について規定。 <u>海洋公園における観光活動がサンゴ礁に与える影響に関する研究の強化、観光客への環境教育、より効果的な環境管理計画策定のための資金調達を目的に環境管理費 (EMC) を導入。</u>	
課税対象	・ グレートバリアリーフ海洋公園における観光活動	
利用料・徴収方法	・ 海洋公園入園時に徴収(1人1日当たり)	
	3時間以上滞在	7AUD
	3時間以内、旅行の初日は午後 5 時以降に公園に入園	3.5AUD
利用料等の用途	- 半潜水艇・グラスボトムボートによるツアーや、フライトツアーの場合: 40セント/回 <u>観光者は、海洋公園から付与された許可証を有する観光事業者</u>に環境管理料金を支払い、<u>観光事業者が海洋公園当局に送金</u> - 観光産業の回復を目的に、2023年6月30日まで環境管理料金の支払いは免除	
	・ 1,210万AUD(2016/17年) 、税収は海洋公園の運営に直接充当	

(備考) 税率は2023年1月時点。為替レート: 1AUD=約82円(2020~2022年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) 豪州グレートバリアリーフ海洋公園局ウェブページ「What are the charges」、豪州グレートバリアリーフ海洋公園局ウェブページ「Environmental management charge」等より作成。